

市立御前崎総合病院公用車（御前崎市総合保健福祉センター送迎車）広告掲載取扱要領  
(目的)

第1条 この要領は、市立御前崎総合病院（以下「病院」という。）が所有する公用車への広告掲載に関し、御前崎市広告掲載要綱（令和5年御前崎市告示第177号。以下「要綱」という。）及び御前崎市広告掲載基準（平成23年御前崎市告示第138号。以下「基準」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 病院は、公用車に、病院情報の妨げや誤解の生じない範囲で広告の掲載を行うことができる。

2 公用車に広告を掲載できる者、広告の内容及び広告の範囲は、要綱及び基準に定めるところによる。

3 広告は、広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民等に不利益や不快感を与えないものとする。

(広告の概要等)

第3条 公用車に掲載する広告の規格、掲載車両及び位置、掲載料等の詳細については、募集する施設又は所属が作成する募集要項によるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、病院広報誌又はホームページ等により行うものとする。

2 前項の募集は、別に期間を定めて行うものとし、当該期間に申し込みがなかった掲載枠については、随時募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 公用車への広告掲載希望者は、要綱第7条に規定する御前崎市広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げるものを添付して、病院長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 会社概要、事業内容等がわかるもの
- (2) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- (3) 広告原稿案又はデザイン案
- (4) その他病院長が必要と認める書類

2 前項第3号の広告原稿案又はデザイン案は、電子メールその他電磁的方法により提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 病院長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、要綱第2条及び基準により広告掲載の適否の審査を経て掲載の可否を決定する。

2 病院長は、前項の審査を行う際、必要があると認めるときは、要綱第8条に規定する御前崎市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

3 第1項の審査により広告の掲載が可と認められる申込みが掲載枠を超えているときは、次の順位により掲載を決定する。

- (1) 要綱第4条の規定による優先順位
- (2) 前号に掲げる広告以外の広告

- 4 前項の規定によっても、申込みが同順位で複数ある場合は、抽選により決定する。
- 5 病院長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について要綱第8条に規定する御前崎市広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により通知する。
- 6 病院長は、前項の規定による通知を行う際、当該広告の仕様、内容等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

（原稿の作成及び提出）

第7条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告原稿を病院長が指定する期日までに提出しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、広告掲載料を病院長が指定する期日までに、病院の発行する納入通知書により納付するものとする。

（広告主の責任）

第9条 広告の掲載内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。
- 3 広告主は、広告掲載に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸及びこれに類する行為を行ってはならない。

（広告の内容等）

第10条 広告の内容及びデザインは、公用車のイメージを損なうことのないよう、病院長及び広告主が協議の上掲載するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 病院長は、要綱第11条に定めるもののほか、次の各号いずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、病院はその責任を負わない。

- (1) 広告掲載に必要となる広告原稿が病院長の指定する期日までに提出されないととき。
- (2) 前条の規定による協議に応じないととき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公用車への広告掲載が適切でないと病院長が判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第12条 広告主は自己の都合により、公用車の広告掲載を取下げようとするときは、書面により病院長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料を返還しない。（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、公用車への広告掲載に関し、必要な事項は、病院長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

御前崎市広告掲載申込書

年　　月　　日

市立御前崎総合病院 病院長 様

住 所 又 は 所 在 地

申込者氏名又は名称

電 話 番 号

下記のとおり、市立御前崎総合病院公用車（御前崎市総合保健福祉センター送迎車）への広告掲載を申し込みます。

記

1 広告の内容

2 業種

3 添付資料

- (1) 会社概要、事業内容等がわかるもの
- (2) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- (3) 広告原稿案又はデザイン案

様式第2号（第6条関係）

御 病 第 号  
令 和 年 月 日

様

市立御前崎総合病院 病院長 印

御前崎市広告掲載審査結果通知書

年 月 日付けで申込みのあった市立御前崎総合病院公用車（御前崎市総合保健福祉センター送迎車）の広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 広告の内容

2 広告掲載の可否（否の場合はその理由）

可 • 否

3 広告掲載期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( )

4 広告掲載料

円

5 広告掲載料の納入方法

別紙「納入通知書」により納入

6 その他

御前崎市広告掲載要綱及び御前崎市広告掲載基準を遵守すること。

様式第3号（第11条関係）

御 病 第 号  
年 月 日

様

市立御前崎総合病院 病院長 印

御前崎市広告掲載取消決定通知書

年 月 日付け御病第 号により決定した市立御前崎総合病院公用車（御前崎市総合保健福祉センター送迎車）の広告掲載について、下記の理由により取り消すことを決定したので通知します。

記

1 広告の内容

2 取消理由